

AI 画像解析付きレーザーマイクロダイセクション 7 の利用における 違反行為等への対応について

1. 趣旨

本件は、「広島大学共用機器に関する規則」第 11 条、第 13 条に基づいて、AI 画像解析付きレーザーマイクロダイセクション 7 の利用規定に違反する行為に対して必要な事項を取り決めるものである。

2. 該当機器：AI 画像解析付きレーザーマイクロダイセクション 7 (ライカ)

3. 利用制限措置について

- 1) 該当機器の利用規定に違反する行為に対する施設職員からの注意が 3 回目に至った違反行為者及び違反行為者の属する研究室に対して半年間の該当機器の利用禁止を科す。
- 2) 利用制限を科す場合は、施設より違反行為者が所属する研究室の責任者へ通達する。
- 3) 利用制限期間は、利用制限の通達を受けた日から半年とする。

4. 利用制限措置の実施手順

- 1) 利用者が該当機器利用規定に違反する行為を行った場合、管理者または施設職員が、口頭またはメールにて注意喚起をする。(注意 1 回目)
- 2) 注意喚起(注意 1 回目)を受けた利用者の対応が改善されていないと管理者または施設職員が確認した場合は、違反行為者及び違反行為者が所属する研究室の責任者に対して施設より注意文書をメールにて送る。合わせて施設の定める様式の始末書の提出を責任者に求める。(注意 2 回目)
- 3) 始末書を提出したにもかかわらず該当機器利用規定に違反する行為をした研究室に対しては利用制限措置を実施する。

5. その他

- 1) 違反行為が悪質あるいは該当機器に重大な支障を生じさせた場合においては、以上の取り決めによらず別途施設が対応を決定する。
- 2) 利用規定違反行為による破損と施設が判断した場合、その修理費用を全額利用者所属の研究室へ請求することがある。